

法附則第 18 項の規定による申請（個人申請用）

**保育士の経験年数により幼稚園教諭免許状を取得する場合の
申請書類説明書（認定こども園関係）
〔令和 6 年度末までの期限付き特例〕**

1 申請にあたって

申請する免許状	幼稚園教諭 1 種免許状	幼稚園教諭 2 種免許状
基礎資格	○学士の学位及び保育士資格を有していること。	○保育士資格を有していること。
必要な経験年数	○ 基礎資格取得後 、幼稚園において専ら幼児の保育に従事する職員、または児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、平成 18 年法律第 77 号第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けたもの及び同条第 5 項の規定による公示がされた施設における保育士として良好な成績で勤務した 最低在職年数が 3 年以上 （勤務時間の合計が、4,320 時間以上の場合に限る。）	

2 申請の送付先

〒060-8544 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
北海道教育庁教職員局教職員課人事制度・免許係
電話番号：011-231-4111（内線 35-221）

3 提出を要する書類

申請書類名	摘 要
○教育職員検定及び 教育職員免許状授与申請書	○細一様式 2
○手数料「北海道収入証紙」 （1 件につき 5,000 円）	○上記申請書の右上欄に、北海道収入証紙を重ねないように貼ってください。
○基礎資格を証する書類 ・保育士証の写し ・卒業証明書 ※どちらも必要です。	○保育士証の写し 余白に申請者が原本証明を行ってください。 〔(例)「この写は原本と相違ありません。 令和 年 月 日 氏名 印」〕 ○卒業証明書 (1 種免許状を申請する場合) 大学の卒業証明書（又は学士の学位修得証明書）の原本。 （卒業証書のコピーは不可。） (2 種免許状を申請する場合) 短期大学又は専門学校（高卒の場合は高等学校）の卒業証明書の原本。（卒業証書のコピーは不可。）
○学力に関する証明書 （教員免許申請用）	○大学等に「特例制度を利用した幼稚園教諭免許状の申請用」として交付を申し出てください。
○人物に関する証明書 （細一様式 3）	○証明年月日の有効期限は 30 日です。 ○証明者については、次のとおりです。 ・公立の保育所・幼稚園・認定こども園の保育士又は保育教諭 →設置する市町村長

	<ul style="list-style-type: none"> ・私立の保育所・幼稚園・認定こども園の保育士又は保育教諭 →設置する法人の理事長 ・その他（現在、保育士又は保育教諭以外の職につく者） →職場の長（公印による証明可能な者に限る。私印は不可。）
○実務に関する証明書 別記第 27 号様式 (附則第 15 項関係)	○証明者については、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・公立の保育所・幼稚園・認定こども園の保育士の経験 →設置する市町村長 ・私立の保育所・幼稚園・認定こども園の保育士の経験 →設置する法人の理事長
○身体に関する証明書 (細一様式 4)	○証明年月日の有効期限は 3 か月です。
○履歴書 (細一様式 5)	
○免許状送付用封筒 (140 円分切手貼付)	○A 4 サイズが折らずに入る封筒（角 2 型）に、免許状の送付先の郵便番号、住所及び氏名を正確に記入してください。 なお、書類に不備等がある場合には、返送用の封筒とさせていただきます。
(右の記載に該当する場合に添付) ○戸籍抄本	○添付書類に記載されている氏名、本籍地（都道府県）が現在のものと異なる場合には、変更の経緯がわかるよう、戸籍抄本（場合によっては謄本等）を添付してください。

4 留意事項

- 教育職員免許法第 5 条第 1 項の各号に該当する者には、教育職員免許状を授与することができません（欠格事項）。
 - ・ 18 才未満の者
 - ・ 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ・ 免許状がその効力を失い、当該失効日から 3 年を経過しない者
 - ・ 免許状の取り上げ処分を受け 3 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 署名又は記名押印は、宣誓事項を確認の上、戸籍上の字体（誤字、俗字の場合は標準字体可）により正確に氏名を署名又は記名押印してください。外国籍の場合は、在留カードに記載の氏名を署名又は記名押印してください。
なお、免許状は標準字体により授与します（例 高→高、崎→崎）。
- 正しい申請書類を受理してから、免許状を送付するまで 2 ヶ月程度を必要としています。
免許状の授与証明書を必要とする場合や、その間に住所・氏名が変わる予定の方は、上記 2 「送付先」まで連絡してください。
- 大学新卒者の一括申請事務のため、2 月 16 日から 3 月 24 日までの期間は申請を受付しておりません。
この期間に郵送により提出のあった申請書類については当係において保管し、3 月 25 日以降に受理を予定しています。

(5) 北海道収入証紙は道内の銀行、農協等で取り扱っています。

購入できない地域の方についてのみ、相当額の現金又は郵便小為替を**書留**で送付してください（北海道以外の収入証紙、郵便切手は使用できません。）。